

動物愛護管理法見直しにおける主要課題
「動物取扱業の適正化」について

項目	検討内容
深夜販売	深夜販売禁止などの具体的数値規制の検討
販売時間	展示時間や休憩時間などの具体的数値規制の検討
移動販売	特定の店舗を持たない販売形態規制の検討
インターネット販売	対面販売を行わない販売形態規制の検討
犬猫幼齢動物の販売日齢	販売日齢制限の具体的数値規制の検討
繁殖制限措置	繁殖年齢や回数の制限などの具体的数値規制の検討
飼養施設	犬猫のケージの大きさなどの具体的数値規制の検討
業種追加の検討	動物の死体火葬・埋葬業者、肉生類・魚類販売業者、実験動物繁殖業者、老犬ホーム、動物愛護団体などの追加検討
業種緩和の検討	動物園・水族館の緩和検討（業種対象外へ）
登録制の検討	登録制から許可制に強化する必要性の検討
関連法令違反時の扱い	動物関連法令に違反した際の登録拒否などの検討
登録取消強化	登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討
動物取扱責任者研修の緩和	研修回数や動物園・水族館・動物病院の扱い検討
販売時説明義務の緩和	犬猫以外的小動物などでの説明義務事項の緩和の検討

（平成22年6月16日開催・中央環境審議会動物愛護部会 資料より抜粋）

くるといふ研究結果もある。この遊びがないと同種動物の社会化はできないのでひとつのポイントになる。しかし、この野犬もまた中型犬程度なので、全ての犬種に当てはめてしまうのはどうかという問題は残る。

加隈氏
日本では幼い頃から飼わないと懐かないという意識がまだあるのではないかと。幼い頃はかわいいが、飼いやすいかといえ健康面でのケアにも手がかるので難しい。そこがわからず「かわいい」だけで飼ってしまう飼い主がいるのが

問題なのだろう。先ほどの教育の話ではないが飼う側の意識の変化と相まって、小さい犬種と大犬種と大猫は売れなくなり、適正な価格にも落ちていくという流れが本当は良いのだからと思う。

会田氏
前の法改正の時にも同じ8週齢の議論があった。その時は科学的な根拠がないということ規制には至らなかった。その明確な根拠はいまだに示されていないままで、今回もまた法改正の対象となっている。

数字だけをあまり固めてしまうのは世論にとっても、また動物に対する認識という面でも誤った方向に進みかねないと感じている。この8週齢についても同じことが言える。犬種による相違をいえば、同じ中型犬のフォックステリアとビッグルを比べても、フォックステリアは生後14日ほどで9割は目が見えるようになるが、同時期のビッグルは1割くらいしか目が見えないという。犬種の違いはこれ程大きい。これを一括りにしてしまっても良いと思う。

水越氏
この8週齢もそうだが、法改正議論の対象が犬に限定されている感がある。猫については、分けて

議論する必要がある。
小島氏
猫は難しい。もちろん扱い方や環境にもよるが、社会化期に人間と接していったかによって、その後の性格が大きく変わる。

加隈氏
行動学的に見ると、親兄弟からいつ離すということよりも、誕生から、そして飼い主のもとへ行ってからもずっと続いていくケアが、どれだけ適切に行われているかがむしろ重要だ。早期に親元から離れたとしても、プロであるブリーダーやペットショップがしっかりとケアすれば、一定期間ただ親元に置き、知識のない飼い主へいたずらに渡すより良いケースもあるだろう。

水越氏
ケアについて言えば、ブリーダーの管理下で、どれだけ手がかけられているかも重要だ。親兄弟から離す週齢だけで規制の議論することに、前後のケアについて考慮されていないことに大変危惧を感じる。その時期まで、ただ置いておくことが大切なのではない。特に猫は、幼齢期に人間と接していないと、人に慣れない猫になってしまふ。法律での規制を考えると、このあたりが難しいところだと感じている。

青木氏
ペットショップには、動物のプロフェッショナルであるという自覚をもってもらいたいと願っている。仮に飼い主の質問に答えられない場合でも、紹介できる相談先を確保することはできるだろう。この2つだけでも、ペットショップに求められる飼い主の相談相手としての役割を担えると思う。

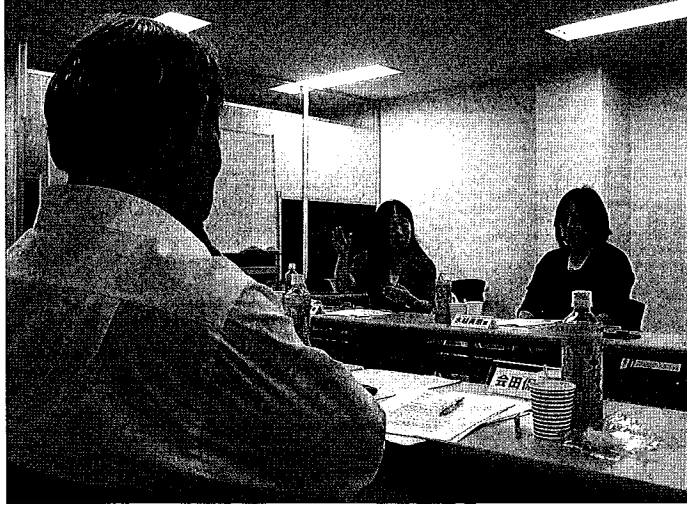
会田氏
日本動物愛護協会への問い合わせのなかに、「狂犬病予防注射はどこでできますか?」「畜犬登録とは何ですか?」という問い合わせがたまに寄せられる。こうした問い合わせがあるということは説明していないペットショップもあるということでもある。まず、法律で義務づけられているような必要最低限の説明事項を徹底して行っていることが大切なのではないかと感じている。

山崎氏
ペット業界にも頑張ってもらいたい。消費者をどう教育していくかは、私達の責任でもあると考えている。現状では、飼い主が一つひとつを考えるとという土壌ができていない。飼い主が、審美眼を持つようになれば、そこに責任が生まれる。これからは飼い主の

啓発に力を入れていきたいと考えている。
司会
最後にうかがった幼齢期の犬猫の取扱いについては、犬種により異なる特性や成長段階の違いがあること、また犬と猫でも違いがあり、犬は順応性が高く親兄弟から早めに離れたとしてもケア可能だが、猫はそうはいかないという意見など、具体的な一つの数値で規制してしまうことの問題性にも言及していただいた。動物行動学という観点からは、犬猫とより良く暮らしていくための適切なケアとして飼育者の啓発こそが、むしろ重要であり、日本においてはお客様と直に接するペットショップなどを中心とするべきという意見もいただいた。

この座談会は、これからの日本のペットというものを考えていくにあたり示唆に富むものであり、またこの「Pet Shop Life」の読者にエールをいただいたように感じている。

我々もこうした点に力を入れ、ペット業界への情報提供に力を入れていきたいと考えている。本日はありがとうございました。



加隈氏
今回の法改正の見直し課題をみると、海外の法律を意識し、それにあわせようとしたものが多いように感じる。この飼い主教育も海外と日本では大きく異なっている。海外はチャリティ団体がこの教育の役割を担っている。ペットを飼育し始めるときでも、シエルトアに行くというシステムができてくる。日本では、飼い主はペットショップを利用する機会が多いので、ショップスタッフが高い意識を持ち、いつでも気軽に相談に行

けるような存在となり、また適切なアドバイスができるようになってもらいたい。全てを行政で賄おうとするのは難しい。現場での啓発が重要となってくるのだから。
水越氏
例えば米国カリフォルニア州では、ペットショップに犬猫を置いていない。そういう環境ではシエルトアが犬猫をもらう場所であり、またシエルトアが動物に関する情報の発信機関になっている。一方、日本ではペットショップから犬猫を購入するのが一般的であり、その後もフードや用品を買いに行くなど、ペットショップは飼い主にとって身近な存在になっている。ショップは、そこに行けば飼い主が知りたい情報が得られるという場所になったら理想的である。問題が起きたときにどこに相談すればよいかわからない飼い主は多い。ショップが気軽に相談できる場所になってもらうことが日本の現状に一番適していると考えている。

小島氏
日本では生体の購入場所を含め、ペットショップが中心になっていく。このペットショップから様々な情報を発信していくべきだし、また、すでに様々な情報を発信しているショップもある。そうしたショップが、お客様の信頼を勝ち



山崎 恵子 (やまざき けいこ) 氏
ペット研究会「互」主宰するほか、NPO法人日本ペットアカデミー常任理事、NPO法人動物愛護協会理事、優良家庭犬普及協会常任理事、社団法人日本動物福祉協会顧問などを勤める。米国デルタ協会インストラクターとしても活躍。また、恵美女学園大学非常勤講師、国際ペットワールド専門学校特別講師として教育の現場にも携わっている。



水越 美奈 (みずこし みな) 氏
日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学専攻獣医学科講師。博士（獣医学）。大学卒業後、動物病院勤務を経て、渡米し動物行動学を学ぶ。米国ではサンフランシスコSPCAなどの動物愛護団体でボランティア活動も経験。国内では動物行動学の第一人者として知られる。同大学付属動物医療センターで問題行動の治療にも携わっている。